

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案（仮称）」の概要について

1. 趣旨

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年 9 月 11 日成立。以下「労働者派遣法等一部改正法」という。）が平成 27 年 9 月 30 日より施行されることになる。
- 労働者派遣法等一部改正法の施行に伴い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）等の規定について、所要の改正を行うとともに所要の経過措置を定める必要がある。

2. 概要

1. 労働者派遣事業の許可

（1） 許可の申請等の添付書類

労働者派遣事業の許可の申請を受けようとする者等が添付する書類に、5.（1）の派遣元責任者講習を修了したことを証する書類、派遣労働者のキャリア形成支援に関する規程及び派遣労働者の解雇に関する規程を追加すること。

（2） 労働者派遣事業の許可の基準

労働者派遣事業の許可の基準のうち、労働者派遣法等一部改正法による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとすること。

ア 派遣労働者のキャリア形成支援制度（厚生労働大臣が定める基準を満たすものに限る。）を有すること。

イ アのほか、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うための体制が整備されていること。

（3） 変更の届出

法第 5 条第 2 項第 4 号に掲げる事項以外の変更の届出のうち、届出書に登記事項証明書を添付すべき場合については、申請書の提出期限を当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して 10 日以内から 30 日以内に変更すること。

（4） 特定労働者派遣事業の廃止

特定労働者派遣事業に関する規定を削除すること。

2. 労働者派遣事業

（1） 事業報告書

ア 事業報告書の提出期限を、全て毎年 6 月 30 日とすること。

イ 事業報告書に記載する事項として、雇用安定措置の実施状況、キャリアアップ措置の実施内容等を追加すること。

(2) 労働者派遣契約

ア 法第 26 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める区分は、名称のいかんを問わず、労働者の配置の区分であって、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分及び労務管理に関して直接の権限を有するものとする。

イ 法第 26 条第 1 項第 10 号の厚生労働省令で定める労働者派遣契約で定めるべき事項として、次のものを追加すること。

① 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該労働者派遣に係る派遣労働者を派遣先が雇用する場合にあらかじめ派遣元事業主に通知すること、手数料を支払うことその他の派遣元事業主と派遣先との間で紛争が生じないようにするために講ずる措置

② 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別

ウ 法第 26 条第 2 項第 3 号の厚生労働省令で定める措置に、次のものを追加すること。

① 法第 40 条第 2 項に規定する派遣労働者に対する教育訓練の実施に係る配慮

② 法第 40 条第 3 項に規定する福利厚生施設の利用の機会の付与に係る配慮

③ 法第 40 条第 5 項に規定する賃金水準に関する情報の提供その他の措置に係る配慮

④ 法第 40 条の 4 に規定する派遣労働者の雇用に関する事項に関する措置

⑤ 法第 40 条の 5 の労働者の募集に係る事項の周知

3. 雇用安定措置

(1) 特定有期雇用派遣労働者等

ア 法第 30 条第 1 項の同一の組織単位の業務について継続して 1 年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるものは、派遣先の事業所その他派遣就業の場所（以下「事業所等」という。）における同一の組織単位の業務について継続して 1 年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある者であって、当該労働者派遣の役務の提供の終了後も引き続き就業することを希望しているもの（法第 40 条の 2 第 1 項各号に掲げる労働者派遣に係る派遣労働者を除く。）とすること。

イ アの派遣労働者の希望は、派遣元事業主が当該派遣労働者の役務の提供が終了する日の前日までに派遣労働者に対して聴取するものとする。

ウ 法第 30 条第 1 項のその他雇用の安定を図る必要性が高いと認められる者として厚生労働省令で定めるものは、当該派遣元事業主に雇用された期間が通算して 1 年以上である有期雇用派遣労働者（アに該当する者を除く。）とすること。

エ 法第 30 条第 1 項の派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者であって雇用の安定を図る必要性が高いと認められるものとして厚生労働省令で定めるものは、当該派遣元事業主に雇用された期間が通算して 1 年以上である派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者とする。

(2) 雇用安定措置の実施

- ア 派遣元事業主は、法第 30 条第 1 項各号の措置を講ずるに当たっては、そのいずれかの措置を講ずるように努めるものとする。
- イ 派遣元事業主は、法第 30 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、そのいずれかの措置を講じなければならないものとする。ただし、同項第 1 号の措置の対象となった特定有期雇用派遣労働者が当該派遣先に雇用されなかった場合には、同項第 2 号から第 4 号までのいずれかの措置を講じなければならないものとする。

(3) 雇用安定措置の内容

- ア 法第 30 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める事項は、特定有期雇用派遣労働者等の居住地、従前の職務における待遇その他派遣労働者の配置に関して通常考慮すべき事項とすること。
- イ 法第 30 条第 1 項第 4 号の厚生労働省令で定める教育訓練は、新たな就業の機会を提供するまでの間に行われる教育訓練であって、当該教育訓練を受ける期間、当該特定有期雇用派遣労働者等に対し賃金が支払われて行われるものとする。
- ウ 法第 30 条第 1 項第 4 号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとすること。
 - ① イの教育訓練
 - ② 派遣元事業主が職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして職業紹介を行うことができる場合にあっては、特定有期雇用派遣労働者等を紹介予定派遣の対象とし、又は紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。
 - ③ その他当該特定有期雇用派遣労働者等の雇用の継続が図られると認められる措置

4. 労働・社会保険の適用促進

(1) 待遇に関する事項等の説明

法第 31 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める事項に、健康保険法に規定する被保険者の資格の取得の見込み等に関する事項を追加すること。

(2) 派遣先及び派遣労働者への通知等

- ア 派遣元事業主は、第 27 条の 2 第 1 項各号に掲げる書類が提出されている派遣労働者に係る労働者派遣をする場合には、派遣先に対し、当該書類が提出されていることを証する書類の提示等を行わなければならない。労働者派遣を開始した後に当該書類が提出されることとなった場合も同様とすること。
- イ 派遣元事業主は、第 27 条の 2 第 1 項各号に掲げる書類が提出されていない場合には、その具体的な理由を当該派遣労働者に対して明示しなければならないものとする。

5. その他の派遣元事業主が講ずべき措置

(1) 派遣元責任者の基準

法第 36 条の厚生労働省令で定める基準は、過去 3 年以内に派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定める

もの修了していることとすること。

(2) 派遣元管理台帳に記載する事項

ア 法第 37 条第 1 項第 9 号の厚生労働省令で定める教育訓練は、法第 30 条の 2 第 1 項の規定による教育訓練とすること。

イ 法第 37 条第 1 項第 12 号の厚生労働省令で定める事項に法第 30 条の 2 第 2 項の規定による援助の日時及びその内容を追加すること。

6. 均衡待遇の推進

(1) 派遣先の教育訓練の実施の配慮の例外

法第 40 条第 2 項の厚生労働省令で定める場合は、当該教育訓練と同様の訓練を派遣元事業主において既に実施された場合又は実施することが可能である場合とすること。

(2) 業務の円滑な遂行に資する福利厚生施設

法第 40 条第 3 項の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、次のとおりとすること。

ア 給食施設

イ 休憩室

ウ 更衣室

(3) 派遣労働者の賃金の適切な決定のため派遣先が講ずるよう配慮すべき措置

法第 40 条第 5 項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとすること。

ア 派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者等の賃金水準に関する情報の提供

イ 派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者と同種の業務に従事する労働者の募集に係る事項（賃金に係る情報に関する部分に限る。）の提供

ウ そのほか法第 30 条の 3 第 1 項の規定により派遣労働者の賃金が適切に決定されるようにするために必要な措置

7. 期間制限

(1) 期間制限の対象外

法第 40 条の 2 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める者は、60 歳以上の者とすること。

(2) 過半数労働組合等からの意見聴取手続

ア 法第 40 条の 2 第 4 項の規定により過半数労働組合又は過半数代表（以下「過半数労働組合等」という。）の意見を聴くに当たっては、当該過半数労働組合等に次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

① 派遣可能期間を延長しようとする事業所等

② 延長しようとする期間

イ 過半数代表者は、次のいずれにも該当する者とすること。ただし、①に該当する者がいない事業所等にあつては、過半数代表者は②に該当する者とすること。

① 労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

② 法第 40 条の 2 第 4 項の規定により意見を聴取される者を選出することを明らかに

して実施される投票、挙手等の民主的な方法による手続により選出された者であること。

ウ 派遣先は、法第 40 条の 2 第 4 項の規定により意見を聴いた場合には、次に掲げる事項を書面に記載し、当該事業所等ごとの業務について延長前の派遣可能期間が経過した日から 3 年間保存するものとする。

- ① 意見を聴いた過半数労働組合の名称又は過半数代表者の氏名
- ② 過半数労働組合等に通知した事項及び通知した日
- ③ 過半数労働組合等から意見を聴いた日及び当該意見の内容
- ④ 意見を聴いて延長する期間を変更したときは、その変更した期間

エ 派遣先は、ウの①から④までの事項を、次のいずれかの方法によって当該事業所等の労働者に周知するものとする。

- ① 常時当該事業所等の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
- ② 書面を労働者に交付すること。
- ③ 電子計算機に備えられたファイル等に記録し、かつ、事業所等に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(3) 過半数組合等への説明その他の派遣可能期間の延長に当たって事項

ア 法第 40 条の 2 第 5 項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすること。

- ① 派遣可能期間の延長の理由及びその期間
- ② 法第 40 条の 2 第 4 項の規定による過半数労働組合等の意見への対応に関する方針

イ 派遣先は、法第 40 条の 2 第 5 項の規定により過半数労働組合等に対して行った説明の日及びその内容を書面に記載し、当該事業所等ごとの業務について延長前の派遣可能期間が経過した日から 3 年間保存するものとする。

ウ 派遣先は、イの事項を、(2) のエのいずれかの方法によって当該事業所等の労働者に周知するものとする。

エ 不利益取扱の禁止

派遣先は、過半数代表者として正当な行為をしたこと等を理由として当該者に対して不利益な取扱いをしないようにすること。

オ 派遣可能期間の延長の際の通知

法第 40 条の 2 第 7 項の規定による通知は、同項の規定により通知すべき事項に係る書面の交付等により行うものとする。

8. 特定有期雇用派遣労働者の雇用等

(1) 特定有期雇用派遣労働者の雇用

法第 40 条の 4 の厚生労働省令で定める者は、法第 30 条第 1 項第 1 号の措置が講じられた者とする。

(2) 派遣先に雇用される労働者の募集に係る事項の周知

法第 40 条の 5 第 2 項の厚生労働省令で定めるものは、法第 30 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項第 1 号の措置が講じられた者とする。

9. 派遣先管理台帳

(1) 派遣先管理台帳に記載すべき教育訓練

法第 42 条第 1 項第 9 号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとすること。

ア 業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る教育訓練であって計画的に行われるもの

イ 業務の遂行の過程外において行われる教育訓練

(2) その他派遣先管理台帳に記載すべき事項

法第 42 条第 1 項第 10 号の厚生労働省令で定める事項に、派遣労働者が派遣就業する組織単位を追加すること。

10. 職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）の一部改正

(1) 添付書類の省略

労働者派遣事業の許可を受けた者が有料職業紹介事業の許可等の申請をするとき又は労働者派遣事業の許可申請をする者が有料職業紹介事業の許可の申請も同時にするとき等は、労働者派遣事業の手続の際に提出した書類、定款、寄付行為、登記事項証明書等の書類により証明できる場合に限り、添付することを要しないものとする。

(2) 変更の届出

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 32 条の 7 第 1 項の規定による届出等をしようとする者は、当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては 30 日以内に、変更届出書を厚生労働大臣に提出するものとする。

11. 労働契約申込みみなし制度

(1) 第 26 条第 1 項及び第 2 項に定める就業条件の明示の方法等に関する規定は、平成 24 年改正後法第 34 条第 3 項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされることとなる旨の明示について準用する。

(2) 労働契約申込みみなしの対象となる意見聴取手続

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 27 号）第 2 条の規定による改正後の法（以下「平成 24 年改正後法」という。）第 40 条の 6 第 1 項第 3 号の厚生労働省令で定める意見の聴取の手続は、次のとおりとすること。

ア 7. の（2）のアの書面による通知

イ 7. の（2）のウの記載とその保存

ウ 7. の（2）のエの周知

(3) 平成 24 年改正後法第 40 条の 8 第 1 項の規定による助言等に係る厚生労働大臣の権限を、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地等を管轄する都道府県労働局長に委任するものとする。

12. その他

その他必要な経過措置を定めるとともに所要の規定の整備を行うこと。

13. その他厚生労働省関係省令の一部改正

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和 46 年労働省令第 24 号）の一部改正
 - ア シルバー人材センターが行う労働者派遣事業の変更の届出について、法第 5 条第 2 項第 4 号に掲げる事項以外の変更の届出のうち、届出書に登記事項証明書を添付すべき場合については、届出書の提出期限を当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して 10 日以内から 30 日以内に変更すること。
 - イ その他所要の改正を行うこと。
- (2) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 29 号）及び港湾労働法施行規則（昭和 63 年労働省令第 35 号）の一部改正
 - 建設業務労働者就業確保事業又は港湾労働者派遣事業について、労働者派遣法施行規則の改正に伴い、これに合わせた改正を行うこと。
- (3) その他
 - その他厚生労働省関係省令について、所要の規定の整備を行うこと。

3. 根拠法令

- ・ 法第 5 条第 3 項（第 10 条第 5 項による準用を含む。）、第 10 条第 2 項、第 7 条第 1 項第 2 号、第 11 条第 1 項、第 26 条第 1 項第 2 号及び第 10 号並びに第 2 項第 3 号、第 30 条第 1 項（第 2 項による読み替えを含む。）、第 31 条の 2 第 1 項、第 34 条第 1 項第 2 項、第 35 条第 1 項、第 36 条、第 37 条第 1 項第 9 号及び第 12 号、第 40 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 40 条の 2 第 1 項第 2 号、第 4 項、第 5 項及び第 7 項、第 40 条の 4、第 40 条の 5 第 2 項、第 42 条第 1 項第 9 号及び 10 号
 - ・ 職業安定法第 30 条（第 32 条の 6 第 6 項による準用を含む。）、第 32 条の 7 第 1 項
 - ・ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 42 条第 6 項
 - ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 31 条第 3 項（第 36 条第 3 項による準用を含む。）、第 37 条第 1 項、第 43 条、第 44 条
 - ・ 港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号）第 12 条第 3 項（第 17 条第 5 項による準用を含む。）、第 18 条第 4 項（第 19 条第 2 項による準用を含む。）、第 23 条
 - ・ 平成 24 年改正後法第 40 条の 6 第 1 項第 3 号
- 等

4. 施行期日

平成 27 年 9 月 30 日（予定）